

## 平成24年度の加入受け付けが始まります

# 万一の事故に備えて交通災害共済に加入しましょう

昨年、市内では6人の方が交通事故で亡くなっています。交通事故をなくすには、交通ルールを守るだけでなく、気持ちのゆとりと譲り合いの精神を持つことが大切です。しかし、ルールを守っていても、どんなに注意をしても交通事故に遭うことがあります。そこで、万一の事故に備えて加入していただきたいのが交通災害共済制度です。

これは、市民の皆さんが会費を出し合って、加入された方が交通事故に遭ったとき、お互いに助け合う制度です。家族全員で交通災害共済に加入してください。

### ▶加入資格

市内に居住している方で住民基本台帳に記録されている方、または外国人登録原票に登録されている方、もしくは市内の事業所に勤務している方。ただし、就学のために転出している場合は加入できません。

### ▶共済期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

※共済期間内に市外へ転出した場合、または市内の事業所に勤務している方が市外へ転勤した場合は、効力を失います。

### ▶費用

1人年額500円

※10月以降に中途加入する場合は250円

### ▶加入方法

3月31日(土)までは、自治会を通して予約加入の取りまとめを行います(各自治会で指定した期間に限る)。また、防災安全課交通担当では1年を通して随時受け付けています。

### ▶対象となる交通事故(国内の道路上で発生した次の人身事故に限る)

- ・車両(自動車、原動機付自転車、自転車、バスなど)に乗車中の衝突、転落、接触などによる事故
- ・歩行中に発生した運行中の車両との衝突、接触などによる事故

### ▶対象とならない交通事故

- ・故意による場合
- ・無免許運転または飲酒運転
- ・地震、噴火、津波など天災に直接起因した交通事故
- ・歩行中の単独転倒による事故
- ・道路でない場所での事故(個人の宅地または企業・工場敷地内、農耕作業中の場合など)

### ▶見舞金

種類	区分	金額	
死亡見舞金	事故発生日から起算して180日以内に死亡したとき	1,000,000円	
後遺障害見舞金	事故発生日から起算して180日以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級5級以上の障害と診断されたとき	600,000円	
医療見舞金	実治療日数	180日以上	130,000円
		150日以上180日未満	100,000円
		120日以上150日未満	80,000円
		90日以上120日未満	60,000円
		60日以上90日未満	45,000円
		30日以上60日未満	30,000円
		7日以上30日未満	20,000円
		7日未満	14,000円

・実治療日数は、入院日数と通院日数(医師の診察を受けた回数)を加えたものです。また、医師の治療開始後に通勤、通学、就業などができなかった場合は、診断書と併せて休業証明書などにより通院しなかった日を実治療日数に加えることができます。

・原則として交通事故証明書、救急車出動証明書(公的証明書)が必要になります。交通事故証明書または救急車出動証明書がない場合は、実治療日数が30日以上でも支払われる見舞金の上限が20,000円となります。

### ▶見舞金の請求期限

事故発生日から2年以内。請求期限を経過したときは無効となります。

### ▶問い合わせ

防災安全課交通担当(内線284)

## 春季全国火災予防運動

「消したはず 決めつけしないで もう一度」

3月1日(日)から7日(木)までの7日間、春の火災予防運動が実施されます。

毎年この時期になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなることから、市民の皆さん一人ひとりに火災予防に対する認識を深めていただき、尊い生命や大切な財産を火災から守るために行っている運動です。

日ごろから、次の7つのポイントを実践し、外出時や就寝前にはもう一度火の元を確かめ火災を発生させないようにし、万一発生したときでも、最小限の被害で食い止められるように心掛けてください。

『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』  
—3つの習慣・4つの対策—

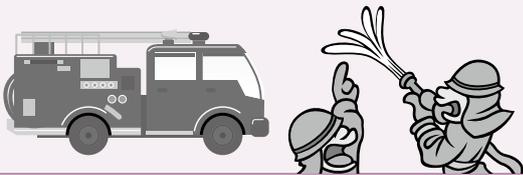
### 3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンへの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121



## 放射線量の測定を行っています

市内における放射線量の状況を把握、監視するために放射線量の測定を定期的に行っています。測定値については、「市報ぎょうだ」や市ホームページ、各公民館(土・日曜日、祝日を除く)で公表しています。

### 放射線測定値(参考値)

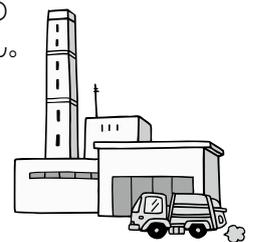
・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル

測定日	測定時間	天候	測定値 (マイクロシーベルト)
1月20日(金)	午前9時	雪	0.11
	午後3時	雨	0.10

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

## 東日本大震災で被害を受けた 屋根瓦の受け入れ

- ▶日時 毎週金曜日 ※3月30日(金)まで  
午前9時～正午、午後1時～4時
- ▶場所 小針焼却場建設予定地
- ▶対象 被災により、り災証明書の発行を受けた市内在住の方またはその方から依頼を受けた業者
- ▶方法 事前に環境課へ電話などで申し込みを行い、受け入れ日当日、り災証明書の写しを持参のうえ、同焼却場建設予定地まで直接搬入してください。
- ▶注意 屋根瓦に付属する土の受け入れは行いません。
- ▶申し込み・問い合わせ 同課環境業務担当  
☎556-9530



## NPO法人ふるさと創生クラブ が水・土壌環境保全活動功労者 表彰を受賞

12月20日、平成23年度水・土壌環境保全活動功労者表彰式が行われ、水・土壌環境の保全に関し顕著な功績があった「NPO法人ふるさと創生クラブ(今村武蔵代表理事)」が、環境省水・大気環境局長より表彰を受けました。

同クラブは、水路の清掃活動や水質浄化活動、水辺の自然環境モデルとして「水辺のビオトープ」を造成し、野生生物などの保護を行うとともに、小学生を対象とした生物観察授業や体験教室を開催するなど、水環境保全意識の向上に大きく貢献したことから受賞しました。



平成23年度水・土壌環境保全活動功労者表彰を受賞したNPO法人ふるさと創生クラブの皆さん

▼問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎550-9530